

令和 2 年

第 4 回 定 例 会 議 案

北 海 道 恵 庭 市

議案第1号

人権擁護委員候補者の推薦の同意について

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので同意を求める。

令和2年11月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

〔氏 名〕 松 本 恵 一

〔住 所〕

〔生年月日〕

人権擁護委員候補者の推薦

退任となる委員

氏名	松本 恵一	生年月日	
住所			
任期	自 平成30年4月1日 ～ 至 令和3年3月31日		
退任事由	任期満了		

推薦する委員（再推薦）

氏名	松本 恵一	生年月日	
住所			
任期	自 令和3年4月1日 ～ 至 令和6年3月31日		
最終学歴			

<公職歴>

平成22年	6月	～	平成24年	7月	就学指導委員会委員
平成24年	6月	～	現在		一般財団法人恵庭市学校給食協会理事 (平成26年6月から理事長)
平成27年	4月	～	現在		人権擁護委員
平成28年	4月	～	現在		北海道いじめ問題審議会委員

<職歴>

昭和50年	7月	～	昭和56年	3月	恵庭市立恵庭中学校 教諭
昭和56年	4月	～	昭和59年	3月	恵庭市立柏陽中学校 教諭
昭和59年	4月	～	昭和63年	3月	浜益村立浜益中学校 教諭
昭和63年	4月	～	平成8年	3月	恵庭市立恵明中学校 教諭
平成8年	4月	～	平成10年	3月	北広島市立緑陽中学校 教諭
平成10年	4月	～	平成12年	3月	恵庭市立恵明中学校 教頭
平成12年	4月	～	平成14年	3月	恵庭市立恵庭中学校 教頭
平成14年	4月	～	平成17年	3月	松前町立松前中学校 校長
平成17年	4月	～	平成19年	3月	江別市立大麻東中学校 校長
平成19年	4月	～	平成22年	3月	北広島市立緑陽中学校 校長
平成22年	4月	～	平成24年	3月	恵庭市立恵庭中学校 校長

根拠法令	人権擁護委員法
定数	10人
任期	3年
資格（推薦）要件	市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。
禁止事項等	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで若しくは執行を受けることがなくなるまでの者、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあった者又は日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法若しくはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入した者のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

議案第 2 号

恵庭市下水道事業受益者負担金条例等の一部改正について

恵庭市下水道事業受益者負担金条例等の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市下水道事業受益者負担金条例等の一部を改正する条例

(恵庭市下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例)

第 1 条 恵庭市下水道事業受益者負担金条例（昭和 5 4 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(恵庭市個別排水処理施設に関する条例の一部を改正する条例)

第 2 条 恵庭市個別排水処理施設に関する条例（平成 1 0 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、

「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(恵庭市介護保険条例の一部を改正する条例)

第3条 恵庭市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(恵庭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)

第4条 恵庭市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の恵庭市下水道事業受益者負担金条例附則第4項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の恵庭市個別排水処理施設に関する条例附則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の恵庭市介護保険条例附則第2条第1項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

- 5 第4条の規定による改正後の恵庭市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

恵庭市下水道事業受益者負担金条例新旧対照表（抄）＜第1条関係＞

現行	改正案
<p>第1条～第16条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～3（略）</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>4 当分の間、第15条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に____<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合</u>____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>第1条～第16条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～3（略）</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>4 当分の間、第15条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年____中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

恵庭市個別排水処理施設に関する条例新旧対照表（抄）＜第2条関係＞

現行	改正案
<p>第1条～第32条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1（略） （延滞金の割合の特例）</p> <p>2 当分の間、第23条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に____<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合</u>____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>第1条～第32条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1（略） （延滞金の割合の特例）</p> <p>2 当分の間、第23条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年____中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

恵庭市介護保険条例新旧対照表（抄）＜第3条関係＞

現行	改正案
<p>第1条～第17条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条（略） （延滞金の割合の特例）</p> <p>第2条 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に____<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合</u>____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条～第5条（略）</p>	<p>第1条～第17条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条（略） （延滞金の割合の特例）</p> <p>第2条 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年____中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年____における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条～第5条（略）</p>

恵庭市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表（抄）＜第4条関係＞

現行	改正案
<p>第1条～第10条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条（略） （延滞金の割合の特例）</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に____租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>第1条～第10条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条（略） （延滞金の割合の特例）</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年____中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

議案第3号

恵庭市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について

恵庭市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を次のとおり改正することについて議決を
求める。

令和2年11月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(恵庭市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 恵庭市長及び副市長の給与に関する条例(昭和23年条例第20号)の一部を次のよ
うに改正する。

第3条第3項各号列記以外の部分中「100分の225」を「100分の222.5」に
改める。

(恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第23号)の一部を
次のように改正する。

第3条第3項各号列記以外の部分中「100分の225」を「100分の222.5」に
改める。

(恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第18号)
の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「100分の222.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和2年12月に支給する期末手当に関する第1条の規定による改正後の恵庭市長及び副市長の給与に関する条例第3条第3項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「100分の222.5」とあるのは、「100分の220」とする。

3 令和2年12月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例第3条第3項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「100分の222.5」とあるのは、「100分の220」とする。

4 令和2年12月に支給する期末手当に関する第3条の規定による改正後の恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の222.5」とあるのは、「100分の220」とする。

(規則への委任)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

恵庭市長及び副市長の給与に関する条例新旧対照表（抄）＜第1条関係＞

現行	改正案
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>第3条 市長等に対しては、期末手当及び寒冷地手当を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>3 期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>第4条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>第3条 市長等に対しては、期末手当及び寒冷地手当を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>3 期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>第4条（略）</p>

恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表（抄）＜第2条関係＞

現行	改正案
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>第3条 教育長に対しては、期末手当及び寒冷地手当を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>3 期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>第4条～第6条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>第3条 教育長に対しては、期末手当及び寒冷地手当を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>3 期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>第4条～第6条（略）</p>

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（抄）＜第3条関係＞

現行	改正案
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。基準日前1月以内に任期満了等又は死亡によりその職を離れた者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日における議員報酬月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第5条（略）</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。基準日前1月以内に任期満了等又は死亡によりその職を離れた者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日における議員報酬月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第5条（略）</p>

議案第4号

恵庭市職員の給与に関する条例の一部改正について

恵庭市職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和2年11月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第17条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

第17条の4第1項中「附則第6条第4号」を「附則第6項第4号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

（令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和2年12月に支給する期末手当に関する改正後の条例第17条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、同条第3項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」とする。

（恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第21号）の一

部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

恵庭市職員の給与に関する条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第 1 条～第 9 条の 2（略）</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第 9 条の 3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>第 2 項</u>に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定 その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第 9 条の 4～第 16 条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第 17 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条から第 17 条 の 3 まで及び附則第 6 項第 3 号においてこれらの日を「基準日」とい う。)にそれぞれ在職する職員に対して、6 月にあっては 15 日に、12 月にあっては 5 日(その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、そ の日が土曜日に当たるときはその前日とする。次条及び第 17 条の 3 に おいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日 前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 130</u> を乗じて得た額に、</p>	<p>第 1 条～第 9 条の 2（略）</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第 9 条の 3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>前項</u>に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定 その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第 9 条の 4～第 16 条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第 17 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条から第 17 条 の 3 まで及び附則第 6 項第 3 号においてこれらの日を「基準日」とい う。)にそれぞれ在職する職員に対して、6 月にあっては 15 日に、12 月にあっては 5 日(その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、そ の日が土曜日に当たるときはその前日とする。次条及び第 17 条の 3 に おいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日 前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、</p>

現行	改正案
<p>基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「<u>100 分の 72.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第 17 条の 2・第 17 条の 3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 17 条の 4 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条及び附則第 6 条第 4 号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、直近の人事評価の結果を含めたその者の勤務実績に応じて、6 月にあつては 15 日に、12 月にあつては 5 日(その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、その日が土曜日に当たるときはその前日とする。)に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第 18 条～第 22 条 (略)</p>	<p>基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 72.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第 17 条の 2・第 17 条の 3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 17 条の 4 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条及び附則第 6 項第 4 号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、直近の人事評価の結果を含めたその者の勤務実績に応じて、6 月にあつては 15 日に、12 月にあつては 5 日(その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、その日が土曜日に当たるときはその前日とする。)に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第 18 条～第 22 条 (略)</p>

議案第 5 号

恵庭市子ども医療費助成に関する条例及び恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

恵庭市子ども医療費助成に関する条例及び恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市子ども医療費助成に関する条例及び恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(恵庭市子ども医療費助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 恵庭市子ども医療費助成に関する条例（昭和 4 8 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 中「被保険者証又は組合員証及び」を削る。

(恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和 4 8 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「被保険者証又は組合員証及び」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

恵庭市子ども医療費助成に関する条例新旧対照表（抄）＜第1条関係＞

現行	改正案
<p>第1条～第4条の2（略）</p> <p>（受給者証の提示）</p> <p>第4条の3 受給者又はその保護者は、医療保険各法に規定する保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に<u>被保険者証又は組合員証及び受給者証</u>を提示するものとする。</p> <p>第4条の4～第11条（略）</p>	<p>第1条～第4条の2（略）</p> <p>（受給者証の提示）</p> <p>第4条の3 受給者又はその保護者は、医療保険各法に規定する保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に_____受給者証を提示するものとする。</p> <p>第4条の4～第11条（略）</p>

恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例新旧対照表（抄）＜第2条関係＞

現行	改正案
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（受給者証の提示）</p> <p>第7条 受給者は、医療保険各法に規定する保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に<u>被保険者証又は組合員証及び受給者証</u>を提示するものとする。</p> <p>第7条の2～第13条（略）</p>	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（受給者証の提示）</p> <p>第7条 受給者は、医療保険各法に規定する保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に_____受給者証を提示するものとする。</p> <p>第7条の2～第13条（略）</p>

議案第6号

恵庭市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正
について

恵庭市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和2年11月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「基本計画の同意の日」の次に「(以下「同意日」という。)」を加え、「法第17条」を「法第18条」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）」に改め、「(以下単に「承認地域経済牽引事業者」という。)」を削る。

第3条第3号中「承認地域経済牽引事業者となった後」を「同意日以後」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

恵庭市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第 1 条（略）</p> <p>（課税免除）</p> <p>第 2 条 市長は、法第 6 条の同意基本計画に定められた法第 4 条第 2 項第 1 号の促進区域内において、同条第 6 項の規定による基本計画の同意の日_____から起算して 5 年以内に、<u>法第 17 条の承認地域経済牽引事業のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令(平成 19 年総務省令第 94 号)第 2 条の対象施設(以下単に「対象施設」という。)を設置した者(法第 14 条第 1 項の承認地域経済牽引事業者(以下単に「承認地域経済牽引事業者」という。))に限る。</u>)に対して課する固定資産税については、次条各号に掲げる固定資産のいずれかを最初に当該事業の用に供した日以後最初の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 3 年度分に限り、課税を免除する。</p> <p>第 3 条 前条に規定する課税免除は、次に掲げる固定資産に係るもの限り行う。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 土地のうち、前 2 号に規定する家屋又は構築物の敷地であるもの<u>(承認地域経済牽引事業者となった後に取得した土地であって、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該</u></p>	<p>第 1 条（略）</p> <p>（課税免除）</p> <p>第 2 条 市長は、法第 6 条の同意基本計画に定められた法第 4 条第 2 項第 1 号の促進区域内において、同条第 6 項の規定による基本計画の同意の日(以下「同意日」という。)から起算して 5 年以内に、<u>法第 18 条の承認地域経済牽引事業のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令(平成 19 年総務省令第 94 号)第 2 条の対象施設(以下単に「対象施設」という。)を設置した者(法第 14 条第 1 項の承認地域経済牽引事業者_____))に限る。</u>)に対して課する固定資産税については、次条各号に掲げる固定資産のいずれかを最初に当該事業の用に供した日以後最初の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 3 年度分に限り、課税を免除する。</p> <p>第 3 条 前条に規定する課税免除は、次に掲げる固定資産に係るもの限り行う。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 土地のうち、前 2 号に規定する家屋又は構築物の敷地であるもの<u>(同意日以後_____に取得した土地であって、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該</u></p>

現行	改正案
<p data-bbox="324 352 898 384">家屋又は構築物の建設着手があったものに限る。)</p> <p data-bbox="275 440 528 472">第4条～第7条 (略)</p>	<p data-bbox="1180 352 1753 384">家屋又は構築物の建設着手があったものに限る。)</p> <p data-bbox="1128 440 1382 472">第4条～第7条 (略)</p>

議案第7号

恵庭市ルールマップ自然公園ふれらんど条例の一部改正について

恵庭市ルールマップ自然公園ふれらんど条例の一部を次のとおり改正することについて議決を
求める。

令和2年11月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市ルールマップ自然公園ふれらんど条例の一部を改正する条例

恵庭市ルールマップ自然公園ふれらんど条例（平成23年条例第14号）の一部を次のように
改正する。

別表2中表の部分を次のように改める。

区分	単位	使用料		
		市内在住者	市内在住者以外 の者	営利目的
パークゴルフ場	1日1人当たり	1,000円	1,400円	—
市民農園	1平方メートル（1 平方メートル未満の 端数がある場合は、 これを切り上げる。） につき規則で定める	120円	240円	—

		1 貸出期間当たり			
収穫体験農園への入園		1 人当たり	600円	1,120円	—
多目的芝生広場	多目的利用	1 平方メートルにつき1 日当たり	都市公園条例別表2に規定する競技会、展示会、その他これらに類する催しもので公園の全部又は一部を独占使用するものに準じる。		
	サッカー利用（小学生以下に限る。）	1 面につき1 時間当たり	1,100円	2,200円	4,400円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の恵庭市ルルマップ自然公園ふれらんど条例の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

恵庭市ルルマップ自然公園ふれらんど条例新旧対照表（抄）

現行					改正案					
第1条～第18条（略）					第1条～第18条（略）					
別表1(第6条関係)（略）					別表1(第6条関係)（略）					
別表2(第7条、第17条関係)					別表2(第7条、第17条関係)					
区分	単位	使用料			区分	単位	使用料			
		市内在住者	市内在住者以外の者	営利目的			市内在住者	市内在住者以外の者	営利目的	
パークゴルフ場	1日1人当たり	1,000円	1,400円	—	パークゴルフ場	1日1人当たり	1,000円	1,400円	—	
市民農園	1平方メートル(1平方メートル未満の端数がある場合は、これを切り上げる。)につき規則で定める1貸出期間当たり	120円	—	—	市民農園	1平方メートル(1平方メートル未満の端数がある場合は、これを切り上げる。)につき規則で定める1貸出期間当たり	120円	240円	—	
収穫体験農園への入園	1人当たり	600円	—	—	収穫体験農園への入園	1人当たり	600円	1,120円	—	
多目的芝生広場	多目的利用(1平方メートルにつき1日当たり)	都市公園条例別表2に規定する競技会、展示会、その他これらに類する催しもので公園の全部又は一部を独占使用するものに準じる。			多目的芝生広場	多目的利用(1平方メートルにつき1日当たり)	都市公園条例別表2に規定する競技会、展示会、その他これらに類する催しもので公園の全部又は一部を独占使用するものに準じる。			
	サッカー利用(小学)	1面につき1時間当たり	1,100円	2,200円	4,400円	サッカー利用(小学)	1面につき1時間当たり	1,100円	2,200円	4,400円

現行	改正案												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="300 363 376 435"></td> <td data-bbox="376 363 499 435">生以下に 限る。)</td> <td data-bbox="499 363 768 435"></td> <td data-bbox="768 363 875 435"></td> <td data-bbox="875 363 985 435"></td> <td data-bbox="985 363 1095 435"></td> </tr> </table>		生以下に 限る。)					<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1153 363 1229 435"></td> <td data-bbox="1229 363 1352 435">生以下に 限る。)</td> <td data-bbox="1352 363 1621 435"></td> <td data-bbox="1621 363 1729 435"></td> <td data-bbox="1729 363 1839 435"></td> <td data-bbox="1839 363 1948 435"></td> </tr> </table>		生以下に 限る。)				
	生以下に 限る。)												
	生以下に 限る。)												
備考（略）	備考（略）												

議案第8号

恵庭市都市公園条例の一部改正について

恵庭市都市公園条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和2年11月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市都市公園条例の一部を改正する条例

恵庭市都市公園条例（昭和40年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表2から別表5までを次のように改める。

別表2（第5条関係）

行為	単位	使用料
物品の販売、募金その他これらに類する行為	屋台、露店 1平方メートル 1月につき	410円
	祭典、歳の市等臨時のもの 1平方メートル 1日につき	190円
業としての写真の撮影	常時 1台 1月につき	1,600円
	臨時 1台 1日につき	190円
業としての映画の撮影	1日につき	1,500円
興業	1平方メートル 1日につき	90円
競技会、展示会、その他これらに類する催しもので公園の全部又は一部を独	1平方メートル 1日につき	40円

占使用するもの		
---------	--	--

別表3（第10条関係）

区分	単位	使用料
公園施設を設置する場合	1平方メートル 1月につき	当該公園の土地の時価×4/100×1/12
公園施設を管理する場合	1箇所 1月につき	次の各号の規定によって算出された額の合計額×当該施設の延面積/当該管理面積×1/12 (1)当該施設の台帳価格×4/100 (2)当該施設の復成価格×80/100×1/耐用年数 (3)当該施設の占める面積分の使用料相当額

別表4（第14条関係）

占用区分		単位	占用料	
法第7条第1号に掲げる施設	電柱	第1種電柱	1本につき1年	420円
		第2種電柱		650円
		第3種電柱		880円
	電話柱	第1種電話柱	1本につき1年	380円
		第2種電話柱		610円
		第3種電話柱		830円
	その他柱類			38円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	4円
	地下に設ける電線その他の線類		長さ1メートルにつき1年	2円
	変圧塔その他これに類するもの		1個につき1年	760円
鉄塔その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	760円	
法第7条第2号に掲げる施設	水道管、下水道管、ガス管その他	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16円

	他これらに類するもの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	23円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	34円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	45円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	68円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	91円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	160円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	230円
		外径が1メートル以上のもの	450円
法第7条第3号に掲げる施設	通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760円

法第7条第4号に掲げる施設	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	320円
	公衆電話所		760円
法第7条第6号に掲げる施設	競技会、集会、展示会、博覧会等のための仮設工作物	占有面積1平方メートルにつき1月	96円
都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第12条第1項に掲げる施設	自転車駐車場	占有面積1平方メートルにつき1年	960円
政令第12条第2項第1号及び第1の3号に掲げる施設	看板	一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日
		その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
政令第12条第2項第2号に掲げる施設	標識	1本につき1年	610円
政令第12条第2項第2号に掲げる施設	環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	760円
	防火用貯水槽で地下に設けられるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	760円
政令第12条第2項第3号及び第4号に掲げる施設	橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの又は索道及び鋼索鉄道	占有面積1平方メートルにつき1年	760円
政令第12条第2項第7号及び第8号に掲げる施設	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	占有面積1平方メートルにつき1月	96円

施設			
その他物件、工作物又は施設		市長がその都度定める	

別表5（第15条、第18条関係）

有料公園施設		使用料		
		単位	金額	
			入場料の類を徴収しない場合	入場料の類を徴収する場合
恵み野中央公園	野外ステージ	1日につき	1,200円	6,000円
		半日につき	600円	3,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の恵庭市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料及び占用料について適用し、同日前の許可に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。

恵庭市都市公園条例新旧対照表（抄）

現行		改正案																																													
第1条～第15条（略）		第1条～第15条（略）																																													
別表1（略）		別表1（略）																																													
別表2（第5条関係）		別表2（第5条関係）																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>行為</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">物品の販売、募 金その他これ らに類する行 為</td> <td>屋台、露店 1 平方メートル 1月につき</td> <td>360 円</td> </tr> <tr> <td>祭典、歳の市等 臨時のもの 1 平方メートル 1日につき</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">業としての写 真の撮影</td> <td>常時 1台 1月につき</td> <td>1,500 円</td> </tr> <tr> <td>臨時 1台 1日につき</td> <td>150 円</td> </tr> <tr> <td>業としての映画の撮影</td> <td>1日につき</td> <td>1,500 円</td> </tr> <tr> <td>興業</td> <td>1 平方メートル 1日につき</td> <td>50 円</td> </tr> <tr> <td>競技会、展示会、その他これらに 類する催しもので公園の全部又 は一部を独占使用するもの</td> <td>1 平方メートル 1日につき</td> <td>30 円</td> </tr> </tbody> </table>		行為	単位	使用料	物品の販売、募 金その他これ らに類する行 為	屋台、露店 1 平方メートル 1月につき	360 円	祭典、歳の市等 臨時のもの 1 平方メートル 1日につき	100 円	業としての写 真の撮影	常時 1台 1月につき	1,500 円	臨時 1台 1日につき	150 円	業としての映画の撮影	1日につき	1,500 円	興業	1 平方メートル 1日につき	50 円	競技会、展示会、その他これらに 類する催しもので公園の全部又 は一部を独占使用するもの	1 平方メートル 1日につき	30 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>行為</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">物品の販売、募 金その他これ らに類する行 為</td> <td>屋台、露店 1 平方メートル 1月につき</td> <td>410 円</td> </tr> <tr> <td>祭典、歳の市等 臨時のもの 1 平方メートル 1日につき</td> <td>190 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">業としての写 真の撮影</td> <td>常時 1台 1月につき</td> <td>1,600 円</td> </tr> <tr> <td>臨時 1台 1日につき</td> <td>190 円</td> </tr> <tr> <td>業としての映画の撮影</td> <td>1日につき</td> <td>1,500 円</td> </tr> <tr> <td>興業</td> <td>1 平方メートル 1日につき</td> <td>90 円</td> </tr> <tr> <td>競技会、展示会、その他これらに 類する催しもので公園の全部又 は一部を独占使用するもの</td> <td>1 平方メートル 1日につき</td> <td>40 円</td> </tr> </tbody> </table>		行為	単位	使用料	物品の販売、募 金その他これ らに類する行 為	屋台、露店 1 平方メートル 1月につき	410 円	祭典、歳の市等 臨時のもの 1 平方メートル 1日につき	190 円	業としての写 真の撮影	常時 1台 1月につき	1,600 円	臨時 1台 1日につき	190 円	業としての映画の撮影	1日につき	1,500 円	興業	1 平方メートル 1日につき	90 円	競技会、展示会、その他これらに 類する催しもので公園の全部又 は一部を独占使用するもの	1 平方メートル 1日につき	40 円
行為	単位	使用料																																													
物品の販売、募 金その他これ らに類する行 為	屋台、露店 1 平方メートル 1月につき	360 円																																													
	祭典、歳の市等 臨時のもの 1 平方メートル 1日につき	100 円																																													
業としての写 真の撮影	常時 1台 1月につき	1,500 円																																													
	臨時 1台 1日につき	150 円																																													
業としての映画の撮影	1日につき	1,500 円																																													
興業	1 平方メートル 1日につき	50 円																																													
競技会、展示会、その他これらに 類する催しもので公園の全部又 は一部を独占使用するもの	1 平方メートル 1日につき	30 円																																													
行為	単位	使用料																																													
物品の販売、募 金その他これ らに類する行 為	屋台、露店 1 平方メートル 1月につき	410 円																																													
	祭典、歳の市等 臨時のもの 1 平方メートル 1日につき	190 円																																													
業としての写 真の撮影	常時 1台 1月につき	1,600 円																																													
	臨時 1台 1日につき	190 円																																													
業としての映画の撮影	1日につき	1,500 円																																													
興業	1 平方メートル 1日につき	90 円																																													
競技会、展示会、その他これらに 類する催しもので公園の全部又 は一部を独占使用するもの	1 平方メートル 1日につき	40 円																																													
別表3(第10条関係)		別表3(第10条関係)																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設を 設置する場 合</td> <td>1 平方メー トル 1 月 につき</td> <td>200 円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	使用料	公園施設を 設置する場 合	1 平方メー トル 1 月 につき	200 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設を 設置する場 合</td> <td>1 平方メー トル 1 月 につき</td> <td>当該公園の土地の時価×4/100×1/12</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	使用料	公園施設を 設置する場 合	1 平方メー トル 1 月 につき	当該公園の土地の時価×4/100×1/12																																
区分	単位	使用料																																													
公園施設を 設置する場 合	1 平方メー トル 1 月 につき	200 円																																													
区分	単位	使用料																																													
公園施設を 設置する場 合	1 平方メー トル 1 月 につき	当該公園の土地の時価×4/100×1/12																																													

現行				改正案					
公園施設を管理する場合	1 か所 1 月につき		4 万円	公園施設を管理する場合	1 箇所 1 月につき	次の各号の規定によって算出された額の合計額×当該施設の延面積/当該管理面積×1/12 (1)当該施設の台帳価格×4/100 (2)当該施設の復成価格×80/100×1/耐用年数 (3)当該施設の占める面積分の使用料相当額			
別表 4(第 14 条関係)				別表 4(第 14 条関係)					
法第 7 条第 1 号に掲げる施設	占用区分		単位	占用料	法第 7 条第 1 号に掲げる施設	占用区分		単位	占用料
	電柱	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	1,000 円		電柱	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	420 円
		第 2 種電柱		1,600 円			第 2 種電柱		650 円
		第 3 種電柱		2,200 円			第 3 種電柱		880 円
	電話柱	第 1 種電話柱		930 円		電話柱	第 1 種電話柱		380 円
		第 2 種電話柱		1,500 円			第 2 種電話柱		610 円
		第 3 種電話柱		2,100 円			第 3 種電話柱		830 円
	その他柱類			72 円		その他柱類			38 円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルにつき 1 年	10 円		共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルにつき 1 年	4 円
	共架電線その他地下に設ける線類			5 円		地下に設ける電線その他の線類			2 円
	変圧塔その他これに類するもの		1 個につき 1 年	1,400 円		変圧塔その他これに類するもの		1 個につき 1 年	760 円
鉄塔その他これに類す		占用面積 1 平方	1,400 円	鉄塔その他これに類す		占用面積 1 平方	760 円		

現行					改正案				
	るもの		メートルにつき 1年			るもの		メートルにつき 1年	
法第7条第 2号に掲げ る施設	水道管、下 水道管、ガ ス管その 他これら に類する もの	外径が 0.1 メートル 未満のもの	長さ 1 メートル につき 1 年	48 円	法第7条第 2号に掲げ る施設	水道管、下 水道管、ガ ス管その 他これら に類する もの	外 径 が 0.07 メー トル未満 のもの	長さ 1 メートル につき 1 年	16 円
		外径が 0.1 メートル 以上 0.15 メートル 未満のもの		72 円			外 径 が 0.07 メー トル以上 0.1 メー トル未満の もの		23 円
		外 径 が 0.15 メー トル以上 0.2 メー トル未満の もの		95 円			外 径 が 0.1 メー トル以上 0.15 メートル 未満のもの		34 円
		外径が 0.2 メートル 以上 0.4 メートル 未満のもの		190 円			外 径 が 0.15 メー トル以上 0.2 メー トル未満の もの		45 円
		外径が 0.4 メートル 以上 1.0		480 円			外 径 が 0.2 メートル 以上 0.3		68 円

現行					改正案				
		メートル未満のもの					メートル未満のもの		
		外径が1.0メートル以上のもの		950円			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91円
法第7条第3号に掲げる施設	通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	1,400円					
法第7条第4号に掲げる施設	郵便差出箱		1個につき1年	600円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			160円
	公衆電話所			1,400円					
法第7条第6号に掲げる施設	競技会、集会、展示会、博覧会等のための仮設工作物		占有面積1平方メートルにつき1月	140円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			230円
都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第12条第1号に掲げる施設	標識		1本につき1年	1,100円		外径が1メートル以上のもの			450円
法第7条第3号に掲げ	通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これら		占有面積1平方メートルにつき	760円					

現行				改正案				
政令第 12 条第 2 号に掲げる施設	防火用貯水槽で地下に設けられるもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,400 円	る施設	に類する施設で地下に設けられるもの	1 年		
政令第 12 条第 3 号及び第 4 号に掲げる施設	橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの、索道及び鋼索鉄道	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,900 円	法第 7 条第 4 号に掲げる施設	郵便差出箱及び信書便差出箱 公衆電話所	1 個につき 1 年	320 円 760 円	
政令第 12 条第 7 号及び第 8 号に掲げる施設	工事用施設及び工事用材料置場	占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	440 円	法第 7 条第 6 号に掲げる施設	競技会、集会、展示会、博覧会等のための仮設工作物	占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	96 円	
その他物件、工作物又は施設		市長がその都度定める		都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下「政令」という。）第 12 条第 1 項に掲げる施設	自転車駐車場	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	960 円	
					看板	一時的に設けるもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 日	96 円
						その他のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	960 円
					広告塔		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	960 円
				政令第 12 条第 2 項第 1 号及び第 1 の 3 号に掲げる施設	標識		1 本につき 1 年	610 円
					環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	760 円
				政令第 12	防火用貯水槽で地下に		占有面積 1 平方	760 円

現行		改正案			
		条第2項第2号に掲げる施設	設けられるもの	メートルにつき1年	
		政令第12条第2項第3号及び第4号に掲げる施設	橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの又は索道及び鋼索鉄道	占有面積1平方メートルにつき1年	760円
		政令第12条第2項第7号及び第8号に掲げる施設	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	占有面積1平方メートルにつき1月	96円
		その他物件、工作物又は施設		市長がその都度定める	
別表5（第15条、第18条関係）					
有料公園施設		使用料			
		単位	金額		
	入場料の類を徴収しない場合		入場料の類を徴収する場合		
恵み野中央公園	野外ステージ	1日につき 半日につき	2,000円 1,000円	15,000円 7,500円	
別表5（第15条、第18条関係）					
有料公園施設		使用料			
		単位	金額		
	入場料の類を徴収しない場合		入場料の類を徴収する場合		
恵み野中央公園	野外ステージ	1日につき 半日につき	1,200円 600円	6,000円 3,000円	

議案第9号

恵庭市火災予防条例の一部改正について

恵庭市火災予防条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和2年11月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市火災予防条例の一部を改正する条例

恵庭市火災予防条例（昭和38年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項中「第50条第10号」を「第50条第11号」に改める。

第12条の2第1項各号列記以外の部分中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第12条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第12条の2第1項中第12号を第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この

号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第12条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第18条の見出し及び同条中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第9号中「充てん」を「充填」に改める。

第24条第2項中「見やすい」の次に「2以上の」を加え、「2個以上」を削る。

第50条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の
恵庭市火災予防条例第12条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理
に関する基準の適用については、なお従前の例による。

恵庭市火災予防条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第 1 条～第 9 条の 2（略）</p> <p>（燃料電池発電設備）</p> <p>第 9 条の 3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第 3 項及び第 5 項、第 18 条の 2 並びに第 50 条第 10 号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号(アを除く。)、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 17 号(ウ、ス及びセを除く。)、第 18 号及び第 18 号の 3 並びに第 2 項第 1 号、第 12 条第 1 項(第 7 号を除く。)並びに第 13 条第 1 項(第 2 号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2～5（略）</p> <p>第 10 条～第 12 条（略）</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第 12 条の 2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、_____電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。_____以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 <u>50</u> キロワ</p>	<p>第 1 条～第 9 条の 2（略）</p> <p>（燃料電池発電設備）</p> <p>第 9 条の 3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第 3 項及び第 5 項、第 18 条の 2 並びに第 50 条第 11 号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号(アを除く。)、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 17 号(ウ、ス及びセを除く。)、第 18 号及び第 18 号の 3 並びに第 2 項第 1 号、第 12 条第 1 項(第 7 号を除く。)並びに第 13 条第 1 項(第 2 号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2～5（略）</p> <p>第 10 条～第 12 条（略）</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第 12 条の 2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等</u>(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。<u>第 12 号</u>において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 <u>200</u> キロ</p>

現行	改正案
<p><u>ット</u> を超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(7)～(11) (略)</p>	<p><u>ワット</u> を超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) <u>急速充電設備(全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等 _____ との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) 急速充電設備と電気自動車等 _____ が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) 急速充電設備と電気自動車等 _____ の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>コネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</u></p>

現行	改正案
<p>(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものについては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>イ <u>異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p>(13)・(14) (略)</p>	<p>(14) <u>充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものについては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p> <p>(15) <u>複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものについては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものについては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>イ <u>異常な高温とならないこと。</u></p> <p>ウ <u>温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p>エ <u>制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p>(17)・(18) (略)</p>

現行	改正案
<p>2 (略)</p> <p>第 13 条～第 17 条 (略)</p> <p>(水素ガスを<u>充てん</u>する気球)</p> <p>第 18 条 水素ガスを<u>充てん</u>する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 水素ガスの<u>充てん</u>又は放出については、次によること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 水素ガスの<u>充てん</u>に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>第 18 条の 2～第 23 条の 2 (略)</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第 24 条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第 13 条～第 17 条 (略)</p> <p>(水素ガスを<u>充填</u>する 気球)</p> <p>第 18 条 水素ガスを<u>充填</u>する 気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 水素ガスの<u>充填</u>又は放出については、次によること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 水素ガスの<u>充填</u>に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>第 18 条の 2～第 23 条の 2 (略)</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第 24 条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p>

現行	改正案
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい_____箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込厳禁」と表示した標識を <u>2 個以上</u> 設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第 25 条～第 49 条 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第 50 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者(位置又は構造を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめその旨を消防長に届出なければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>(14) 水素ガスを<u>充てんする</u>気球</p> <p>第 51 条～第 56 条 (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい <u>2 以上</u>の箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込厳禁」と表示した標識を_____設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第 25 条～第 49 条 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第 50 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者(位置又は構造を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめその旨を消防長に届出なければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 急速充電設備(全出力 50 キロワット以下のものを除く。)</u></p> <p>(11)～(14) (略)</p> <p>(15) 水素ガスを<u>充填する</u>気球</p> <p>第 51 条～第 56 条 (略)</p>

議案第10号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)
第3条の規定により、財産を次のとおり取得することについて議決を求める。

令和2年11月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- 1 物件の表示 G I G Aスクール推進事業情報機器一式 その1
- 2 契約金額 98,780,000円
- 3 契約の相手方 恵庭市漁町138番地
野村家電販売株式会社
代表取締役 野 村 孝 雄
- 4 取得の目的 市内小中学校における学習用コンピュータ整備
- 5 契約の方法 9者による指名競争入札

指名競争入札参加業者一覧

株式会社カミノ恵庭支店

株式会社報業社恵庭店

株式会社ホクト商会

野村家電販売株式会社

株式会社ノースダイヤル

トーエイ株式会社

日栄電機株式会社

たけやま書店

株式会社北海教材社恵庭営業所

以上 9者

G I G Aスクール推進事業情報機器一式 その1の内訳

No.	品名 (形式)	数量
1	コンバーチブル型2 i n 1パソコン	1, 099台
2	管理システム設定 (設計・構築)	一式
3	授業支援システム	一式
4	フィルタリングソフト	一式
5	学習用ソフト	一式

議案第11号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)
第3条の規定により、財産を次のとおり取得することについて議決を求める。

令和2年11月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- 1 物件の表示 G I G Aスクール推進事業情報機器一式 その2
- 2 契約金額 76,002,300円
- 3 契約の相手方 恵庭市白樺町1丁目2番5号
株式会社ホクト商会
代表取締役 清 水 久 雄
- 4 取得の目的 市内小中学校における学習用コンピュータ整備
- 5 契約の方法 9者による指名競争入札

指名競争入札参加業者一覧

株式会社カミノ恵庭支店

株式会社報業社恵庭店

株式会社ホクト商会

野村家電販売株式会社

株式会社ノースダイヤル

トーエイ株式会社

日栄電機株式会社

たけやま書店

株式会社北海教材社恵庭営業所

以上 9者

G I G Aスクール推進事業情報機器一式 その2の内訳

No.	品名 (形式)	数量
1	コンバーチブル型2 i n 1パソコン	1, 3 5 0台

議案第12号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)
第3条の規定により、財産を次のとおり取得することについて議決を求める。

令和2年11月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- 1 物件の表示 G I G Aスクール推進事業情報機器一式 その3
- 2 契約金額 75,972,600円
- 3 契約の相手方 恵庭市相生町102番地
株式会社カミノ恵庭支店
支店長 後 藤 和 巳
- 4 取得の目的 市内小中学校における学習用コンピュータ整備
- 5 契約の方法 9者による指名競争入札

指名競争入札参加業者一覧

株式会社カミノ恵庭支店

株式会社報業社恵庭店

株式会社ホクト商会

野村家電販売株式会社

株式会社ノースダイヤル

トーエイ株式会社

日栄電機株式会社

たけやま書店

株式会社北海教材社恵庭営業所

以上 9者

G I G Aスクール推進事業情報機器一式 その3の内訳

No.	品名 (形式)	数量
1	コンバーチブル型2 i n 1パソコン	1, 3 5 0台

議案第13号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更することに関し協議することについて、同法第290条の規定により議決を求める。

令和2年11月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合、」を削り、同表空知管内の項中「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

北海道市町村職員退職手当組規約新旧対照表（抄）

現行	改正案																								
<p>第1条～第15条（略）</p> <p>別表</p> <p>組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 一部事務組合及び広域連合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">区 分</td> <td>一部事務組合及び広域連合</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>渡島管内</td> <td>山越郡衛生処理組合、南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>空知管内</td> <td>長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、北空知葬斎組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table>	区 分	一部事務組合及び広域連合	（略）		渡島管内	山越郡衛生処理組合、南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合	（略）		空知管内	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、北空知葬斎組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合	（略）		<p>第1条～第15条（略）</p> <p>別表</p> <p>組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 一部事務組合及び広域連合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">区 分</td> <td>一部事務組合及び広域連合</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>渡島管内</td> <td>南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>空知管内</td> <td>長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、 、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、北空知葬斎組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table>	区 分	一部事務組合及び広域連合	（略）		渡島管内	南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合	（略）		空知管内	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、 、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、北空知葬斎組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合	（略）	
区 分	一部事務組合及び広域連合																								
（略）																									
渡島管内	山越郡衛生処理組合、南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合																								
（略）																									
空知管内	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、北空知葬斎組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合																								
（略）																									
区 分	一部事務組合及び広域連合																								
（略）																									
渡島管内	南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合																								
（略）																									
空知管内	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、 、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、北空知葬斎組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合																								
（略）																									

議案第14号

令和2年度恵庭市一般会計補正予算（第9号）

令和2年度恵庭市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ406,095千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,392,406千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第二表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第三表 地方債補正」による。

令和2年11月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		12,542,783	42,606	12,585,389
	1. 国庫負担金	3,762,232	4,608	3,766,840
	2. 国庫補助金	8,763,821	37,998	8,801,819
17. 道支出金		2,214,440	3,054	2,217,494
	1. 道負担金	1,554,588	2,304	1,556,892
	2. 道補助金	519,067	750	519,817
18. 財産収入		62,015	78	62,093
	2. 財産売却収入	40,291	78	40,369
19. 寄附金		166,753	145,096	311,849
	1. 寄附金	166,753	145,096	311,849
20. 繰入金		2,429,107	146,661	2,575,768
	1. 繰入金	2,429,107	146,661	2,575,768
21. 繰越金		420,987	43,300	464,287
	1. 繰越金	420,987	43,300	464,287
23. 市債		1,776,500	25,300	1,801,800
	1. 市債	1,776,500	25,300	1,801,800
歳入	合計	36,986,311	406,095	37,392,406

74

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		190,341	△454	189,887
	1. 議会費	190,341	△454	189,887
2. 総務費		12,124,132	325,154	12,449,286
	1. 総務管理費	11,957,802	324,714	12,282,516
	2. 徴税費	39,704	440	40,144
3. 民生費		10,395,493	20,652	10,416,145
	1. 社会福祉費	4,813,224	12,106	4,825,330
	2. 児童福祉費	3,990,589	8,546	3,999,135
4. 衛生費		1,794,791	693	1,795,484
	2. 保健体育費	240,592	693	241,285
6. 農林水産業費		438,065	3,159	441,224
	1. 農林費	438,065	3,159	441,224
8. 土木費		2,999,090	16,238	3,015,328

	4. 都 市 計 画 費	1,354,011	16,238	1,370,249
10. 教 育 費		1,566,992	49,887	1,616,879
	1. 教 育 総 務 費	446,623	1,101	447,724
	2. 小 学 校 費	365,204	36,083	401,287
	3. 中 学 校 費	308,463	11,005	319,468
	4. 社 会 教 育 費	446,702	1,698	448,400
13. 職 員 費		3,785,026	△9,234	3,775,792
	1. 職 員 費	3,785,026	△9,234	3,775,792
歳 出	合 計	36,986,311	406,095	37,392,406

第二表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度リサイクルセンター運転管理委託事業	令和2年度～3年度	70,465
令和2年度特別支援学級用スクールバス運行管理事業	令和2年度～3年度	17,325
令和2年度和光小学校東校舎防音機能復旧事業	令和3年度	30,524
令和2年度恵北中学校特別教室棟・講堂防音機能復旧事業	令和3年度	57,977

第三表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前の限度額	補正後の限度額
学校教育施設整備事業債	67,800	93,100

令和 2 年度恵庭市一般会計補正予算（第 9 号）説明書
 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	12,542,783	42,606	12,585,389
17. 道支出金	2,214,440	3,054	2,217,494
18. 財産収入	62,015	78	62,093
19. 寄附金	166,753	145,096	311,849
20. 繰入金	2,429,107	146,661	2,575,768
21. 繰越金	420,987	43,300	464,287
23. 市債	1,776,500	25,300	1,801,800
歳入合計	36,986,311	406,095	37,392,406

79

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
1. 議会費	190,341	△454	189,887	0	0	0	0	△454
2. 総務費	12,124,132	325,154	12,449,286	18,528	0	0	274,619	32,007
3. 民生費	10,395,493	20,652	10,416,145	4,608	2,304	0	10,644	3,096
4. 衛生費	1,794,791	693	1,795,484	0	0	0	693	0
6. 農林水産業費	438,065	3,159	441,224	0	750	0	2,409	0
8. 土木費	2,999,090	16,238	3,015,328	0	0	0	0	16,238
10. 教育費	1,566,992	49,887	1,616,879	19,470	0	25,300	3,039	2,078
13. 職員費	3,785,026	△9,234	3,775,792	0	0	0	0	△9,234
歳出合計	36,986,311	406,095	37,392,406	42,606	3,054	25,300	291,404	43,731

2. 歳入

(款) 16 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担金	千円 3,762,232	千円 4,608	千円 3,766,840	3 障がい者福祉費 負担金	千円 4,608	千円 4,608 自立支援補装具交付費
計	3,762,232	4,608	3,766,840			

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費 国庫補助金	千円 7,538,941	千円 18,528	千円 7,557,469	1 総務費補助金	千円 18,528	千円 18,528 学校保健特別対策事業費補助金
6 教育費 国庫補助金	151,251	19,470	170,721	1 小学校費補助金	9,764	防音機能復旧事業費 6,104 島松小学校講堂トイレ改修事業費 3,660
				2 中学校費補助金	9,706	防音機能復旧事業費 9,706
計	8,763,821	37,998	8,801,819			

(款) 17 道支出金

(項) 1 道負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担金	千円 1,553,748	千円 2,304	千円 1,556,052	4 障がい者福祉費 負担金	千円 2,304	千円 2,304 自立支援補装具支給費
計	1,554,588	2,304	1,556,892			

(項) 2 道補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費補助金	千円 205,074	千円 750	千円 205,824	1 農業費補助金	千円 750	千円 750 農業次世代投資資金事業（経営開始型）
計	519,067	750	519,817			

(款) 18 財産収入

(項) 2 財産売却収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売却収入	千円 40,001	千円 78	千円 40,079	1 不動産売却収入	千円 78	千円 78 市有地処分収入（管財・契約課）
計	40,291	78	40,369			

(款) 19 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 寄附金	千円 166,753	千円 145,096	千円 311,849	1 寄附金	千円 145,096	千円 693 8,546 240 2,098 367 129,642 1,101 2,409 スポーツ振興基金寄附 子育て基金寄附 子どもの読書活動を支える寄附 社会福祉事業推進基金寄附 青少年・文化振興基金寄附 まちづくり推進基金寄附 高等学校等入学準備金基金寄附 農業振興基金寄附
計	166,753	145,096	311,849			

(款) 20 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	千円 2,421,933	千円 146,661	千円 2,568,594	1 財政調整基金繰入金	千円 431	財政調整基金繰入金 千円 431
				2 公共施設等管理保全基金繰入金	1,331	公共施設等管理保全基金繰入金 1,331
				3 まちづくり推進基金繰入金	144,899	まちづくり推進基金繰入金 144,899
計	2,429,107	146,661	2,575,768			

(款) 21 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	千円 420,987	千円 43,300	千円 464,287	1 繰越金	千円 43,300	繰越金 千円 43,300
計	420,987	43,300	464,287			

(款) 23 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 教育債	千円 74,700	千円 25,300	千円 100,000	1 教育債	千円 25,300	島松小学校講堂トイレ改修事業債 千円 23,800
						和光小学校防音機能復旧事業債 600
						恵北中学校防音機能復旧事業債 900
計	1,776,500	25,300	1,801,800			

3. 歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 議会費	千円 190,341	千円 △454	千円 189,887	千円	千円	千円	千円 △454	3 職員手当等	千円 △454	1. 議会関係費 職員手当等 (△454) △454
計	190,341	△454	189,887				△454			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
10 企画費	千円 541,843	千円 144,899	千円 686,742	千円	千円	千円 144,899 繰入金	千円	7 報償費	千円 90,000	5. ふるさと納税事業費 報償費 90,000
								11 役務費	1,787	役務費 手数料 1,787
								12 委託料	42,316	委託料 返礼品発注・発送管理委託(さとふる) 42,316
								13 使用料及び賃借料	10,796	ふるさと納税推進業務委託 返礼品発注・発送管理委託(その他) 使用料及び賃借料 10,796
12 財産管理費	143,469	78	143,547			78 財産収入		24 積立金	78	5. 公共施設等管理保全基金積立金 積立金 78
16 まちづくり推進基金費	281,616	129,642	411,258			129,642 寄附金		24 積立金	129,642	1. まちづくり推進基金積立金 積立金 129,642
18 諸費	9,320,214	50,095	9,370,309	18,528 国			31,567	17 備品購入費	18,959	1. 過年度過誤納還付金 償還金利子及び割引料 31,136
								22 償還金利子及び割引料	31,136	1-8. 過年度過誤納還付金(子育て支援課) 償還金利子及び割引料 31,136

										4. 新型コロナウイルス対策事業費 備品購入費	(18,959) 18,959
										4-16. 学校感染予防対策事業費 備品購入費	(18,959) 18,959
計	10,287,142	324,714	10,611,856	18,528		274,619	31,567				

(項) 2 徴税费

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
2賦課徴収費	千円 39,681	千円 440	千円 40,121	千円	千円	千円	千円 440	12委託料	千円 440	1. 賦課事務費 委託料 AI-OCR運用支援委託	千円 (440) 440
計	39,681	440	40,121				440				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1社会福祉 総務費	千円 145,346	千円 2,098	千円 147,444	千円	千円	千円	千円 2,098	24積立金	千円 2,098	10. 社会福祉事業推進基金積立金 積立金	千円 (2,098) 2,098
3障がい者 福祉費	1,887,650	9,217	1,896,867	6,912			2,305	19扶助費	9,217	5. 自立支援補装具支給費 扶助費 身体障がい者補装具支給費	(9,217) 9,217 9,217
5国民健康 保険特別 会計繰出金	674,544	△207	674,337				△207	27繰出金	△207	1. 国民健康保険特別会計繰出金 繰出金	(△207) △207
7介護保険 特別会計 繰出金	840,961	998	841,959				998	27繰出金	998	1. 介護保険特別会計繰出金 繰出金	(998) 998
計	3,548,501	12,106	3,560,607	6,912		2,098	3,096				

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
4子育て支援 推進費	千円 2,597,305	千円 8,546	千円 2,605,851	千円	千円	千円 8,546	千円	24積立金	千円 8,546	千円 16. 子育て基金積立金 (8,546) 積立金 8,546
計	2,597,305	8,546	2,605,851			8,546				

(款) 4 衛生費

(項) 2 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1運 動 ス ポ ー ツ 振 興 費	千円 44,381	千円 693	千円 45,074	千円	千円	千円 693	千円	24積立金	千円 693	千円 6. スポーツ振興基金積立金 (693) 積立金 693
計	44,381	693	45,074			693				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農林費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
3農業振興費	千円 75,769	千円 3,159	千円 78,928	千円 750	千円	千円 2,409	千円	18負担金補助 及び交付金	千円 750	千円 2. 農業後継者対策費 (750) 負担金補助及び交付金 750 農業次世代投資資金(経営開始型)助成金 750
				道		寄附金		24積立金	2,409	7. 農業振興基金積立金 (2,409) 積立金 2,409
計	75,769	3,159	78,928	750		2,409				

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
2 土地区画 整理事業費	千円 59,372	千円 16,238	千円 75,610	千円	千円	千円	千円 16,238	27 繰出金	千円 16,238	1. 土地区画整理事業特別会計繰出金 繰出金	千円 (16,238) 16,238
計	59,372	16,238	75,610				16,238				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 教育 委員会費	千円 82,344	千円 1,101	千円 83,445	千円	千円	千円 1,101 寄附金	千円	24 積立金	千円 1,101	8. 高等学校等入学準備金基金積立金 積立金	千円 (1,101) 1,101
計	82,344	1,101	83,445			1,101					

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	千円 174,733	千円 260	千円 174,993	千円	千円	千円 130 寄附金	千円 130	10 需用費	千円 260	2. 学校図書館費 需用費 消耗品費	千円 (260) 260 260
3 学校整備費	76,073	35,823	111,896	9,764	24,400		1,659	12 委託料 14 工事請負費	891 34,932	4. 島松小学校講堂トイレ改修事業費 委託料 監理委託 工事請負費 5. 和光小学校東校舎防音機能復旧事業費 工事請負費	(29,040) 891 28,149 (6,783) 6,783
計	250,806	36,083	286,889	9,764	24,400	130	1,789				

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	千円 85,219	千円 220	千円 85,439	千円	千円	千円 110 寄附金	千円 110	10 需用費	千円 220	千円 2. 学校図書館費 (220) 需用費 220 消耗品費 220
3 学校整備費	153,252	10,785	164,037	9,706 国	900		179	14 工事請負費	10,785	4. 恵北中学校特別教室棟・講堂防音機能復旧事業費 (10,785) 工事請負費 10,785
計	238,471	11,005	249,476	9,706	900	110	289			

(項) 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 社会教育 総務費	千円 29,026	千円 1,331	千円 30,357	千円	千円	千円 1,331 繰入金	千円	12 委託料	千円 1,331	千円 9. 生涯学習施設かしのり冷房設備整備事業費 (1,331) 委託料 1,331 実施設計委託
2 青少年女性等 教育費	19,883	367	20,250			367 寄附金		24 積立金	367	8. 青少年・文化振興基金積立金 (367) 積立金 367
計	48,909	1,698	50,607			1,698				

(款) 13 職員費

(項) 1 職員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 職員給与費	千円 3,785,026	千円 △9,234	千円 3,775,792	千円	千円	千円	千円 △9,234	3 職員手当等	千円 △7,628	千円 1. 職員給与費 (△9,234) 職員手当等 △7,628 共済費 △1,606
								4 共済費	△1,606	
計	3,785,026	△9,234	3,775,792				△9,234			

説明資料

(一般会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明			
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源				
1	議会費	1	議会費	1	議会関係費	△454					△454	特別職報酬等審議会の答申を受けた期末手当の改定	
2	総務費	1	総務管理費	10	企画費	5	ふるさと納税事業費	144,899			144,899	ふるさと納税事業費の増額	
2	総務費	1	総務管理費	12	財産管理費	5	公共施設等管理保全基金積立金	78			78	土地交換に伴う差金収入積立	
2	総務費	1	総務管理費	16	まちづくり推進基金費	1	まちづくり推進基金積立金	129,642			129,642	えにわ・花子さん愛情寄附積立 2,256件 ふるさと納税事業経費積立 9,049件	
2	総務費	1	総務管理費	18	諸費	1-8	過年度過誤納還付金(子育て支援課)	31,136			31,136	令和元年度国庫支出金及び道支出金の精算に伴う返還	
2	総務費	1	総務管理費	18	諸費	4-16	学校感染予防対策事業費	18,959	18,528		431	学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業の実施	
2	総務費	2	徴税費	2	賦課徴収費	1	賦課事務費	440			440	AI-OCRの導入	
3	民生費	1	社会福祉費	1	社会福祉総務費	10	社会福祉事業推進基金積立金	2,098			2,098	えにわ・花子さん愛情寄附積立 198件	
3	民生費	1	社会福祉費	3	障がい者福祉費	5	自立支援補装具支給費	9,217	4,608	2,304		2,305	自立支援補装具支給費の増額
3	民生費	1	社会福祉費	5	国民健康保険特別会計繰出金	1	国民健康保険特別会計繰出金	△207				△207	令和2年人事院勧告による期末手当の改定に伴う繰出
3	民生費	1	社会福祉費	7	介護保険特別会計繰出金	1	介護保険特別会計繰出金	998				998	介護保険法改正に伴うシステム改修の実施による繰出 令和2年人事院勧告による期末手当の改定に伴う繰出
3	民生費	2	児童福祉費	4	子育て支援推進費	16	子育て基金積立金	8,546			8,546	えにわ・花子さん愛情寄附積立 1,054件	
4	衛生費	2	保健体育費	1	運動スポーツ振興費	6	スポーツ振興基金積立金	693			693	えにわ・花子さん愛情寄附積立 76件	
6	農林水産業費	1	農林費	3	農業振興費	2	農業後継者対策費	750		750		就農者助成制度の対象額増加に伴う事業費の増額	
6	農林水産業費	1	農林費	3	農業振興費	7	農業振興基金積立金	2,409			2,409	えにわ・花子さん愛情寄附積立 337件	
8	土木費	4	都市計画費	2	土地区画整理事業費	1	土地区画整理事業特別会計繰出金	16,238				16,238	土地区画整理事業特別会計における財源内訳の変更に伴う繰出金の増額

10	教 育 費	1	教 育 総 務 費	1	教 育 委 員 会 費	8	高 等 学 校 等 入 学 準 備 金 基 金 積 立 金	1,101				1,101		えにわ・花子さん愛情寄附積立 108件
10	教 育 費	2	小 学 校 費	1	学 校 管 理 費	2	学 校 図 書 館 費	260				130	130	子どもの読書活動を支える寄附制度による小学校図書の購入 4件
10	教 育 費	2	小 学 校 費	3	学 校 整 備 費	4	島 松 小 学 校 講 堂 ト イ レ 改 修 事 業 費	29,040	3,660		23,800		1,580	国庫補助採択による事業促進
10	教 育 費	2	小 学 校 費	3	学 校 整 備 費	5	和 光 小 学 校 東 校 舎 防 音 機 能 復 旧 事 業 費	6,783	6,104		600		79	国庫補助採択による事業促進
10	教 育 費	3	中 学 校 費	1	学 校 管 理 費	2	学 校 図 書 館 費	220				110	110	子どもの読書活動を支える寄附制度による中学校図書の購入 2件
10	教 育 費	3	中 学 校 費	3	学 校 整 備 費	4	恵 北 中 学 校 特 別 教 室 棟 ・ 講 堂 防 音 機 能 復 旧 事 業 費	10,785	9,706		900		179	国庫補助採択による事業促進
10	教 育 費	4	社 会 教 育 費	1	社 会 教 育 総 務 費	9	生 涯 学 習 施 設 か し わ の も り 冷 房 設 備 整 備 事 業 費	1,331				1,331		冷房設備整備実施設計委託
10	教 育 費	4	社 会 教 育 費	2	青 少 年 女 性 等 教 育 費	8	青 少 年 ・ 文 化 振 興 基 金 積 立 金	367				367		えにわ・花子さん愛情寄附積立 42件
13	職 員 費	1	職 員 費	1	職 員 給 与 費	1	職 員 給 与 費	△ 9,234					△ 9,234	令和2年人事院勧告による期末手当の改定
合 計								406,095	42,606	3,054	25,300	291,404	43,731	一般財源の内訳 繰越金 43,300 財政調整基金繰入金 431

議案第15号

令和2年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

令和2年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,992,169千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		674,544	△207	674,337
	1. 繰入金	674,544	△207	674,337
歳入	合計	6,992,376	△207	6,992,169

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		156,647	△207	156,440
	1. 総務管理費	156,299	△207	156,092
歳出	合計	6,992,376	△207	6,992,169

令和 2 年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	千円 674,544	千円 △207	千円 674,337
歳入合計	6,992,376	△207	6,992,169

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	千円 156,647	千円 △207	千円 156,440	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 △207
歳出合計	6,992,376	△207	6,992,169	0	0	0	0	△207

2. 歳入

(款) 3 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	千円 674,544	千円 △207	千円 674,337	1 一般会計繰入金	千円 △207	千円
計	674,544	△207	674,337			

3. 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	千円 154,380	千円 △207	千円 154,173	千円	千円	千円	千円 △207	3 職員手当等	千円 △172	千円 1. 一般事務費 (国保医療課) (△135) 職員手当等 △112 共済費 △23
								4 共済費	△35	2. 一般事務費 (債権管理課) (△72) 職員手当等 △60 共済費 △12
計	154,380	△207	154,173				△207			

説明資料

(国民健康保険特別会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明				
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源					
1	総務費	1	総務管理費	1	一般管理費	1	一般事務費(国保医療課)	△ 135					△ 135	令和2年人事院勧告による期末手当の改定
1	総務費	1	総務管理費	1	一般管理費	2	一般事務費(債権管理課)	△ 72					△ 72	令和2年人事院勧告による期末手当の改定
合 計								△ 207	0	0	0	0	△ 207	一般財源の内訳 一般会計繰入金 △207

議案第16号

令和2年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,888千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,086,831千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料		1,006,305	△1,841	1,004,464
	1. 介護保険料	1,006,305	△1,841	1,004,464
2. 国庫支出金		1,103,988	4,731	1,108,719
	2. 国庫補助金	309,608	4,731	314,339
6. 繰入金		923,310	998	924,308
	1. 一般会計繰入金	840,961	998	841,959
歳入	合計	5,082,943	3,888	5,086,831

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		160,081	3,888	163,969
	1. 総務管理費	100,924	△237	100,687
	2. 賦課徴収費	19,660	4,125	23,785
歳出	合計	5,082,943	3,888	5,086,831

令和 2年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第3号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料	1,006,305	△1,841	1,004,464
2. 国庫支出金	1,103,988	4,731	1,108,719
6. 繰入金	923,310	998	924,308
歳入合計	5,082,943	3,888	5,086,831

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	160,081	3,888	163,969	2,890	0	0	0	998
歳出合計	5,082,943	3,888	5,086,831	2,890	0	0	0	998

2. 歳入

(款) 1 介護保険料

(項) 1 介護保険料

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護保険料	千円 1,006,305	千円 △1,841	千円 1,004,464	1 現年度分	千円 △1,759	介護保険料 千円 △1,759
				2 滞納繰越分	△82	介護保険料 △82
計	1,006,305	△1,841	1,004,464			

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 調整交付金	千円 199,077	千円 736	千円 199,813	1 現年度分	千円 736	調整交付金 千円 736
4 介護保険災害等 臨時特例補助金	0	1,105	1,105	1 介護保険災害等 臨時特例補助金	1,105	介護保険災害等臨時特例補助金 1,105
5 介護保険事業費補助金	0	2,890	2,890	1 介護保険事業費 補助金	2,890	介護保険事業費補助金 2,890
計	309,608	4,731	314,339			

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 その他一般会計 繰入金	千円 160,180	千円 998	千円 161,178	1 事務費繰入金	千円 998	事務費繰入金 千円 998
計	840,961	998	841,959			

3. 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	千円 100,924	千円 △237	千円 100,687	千円	千円	千円	千円 △237	3 職員手当等	千円 △196	千円 1. 一般事務費 (△237) 職員手当等 △196 共済費 △41
計	100,924	△237	100,687				△237			

(項) 2 賦課徴収費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 賦課徴収費	千円 19,660	千円 4,125	千円 23,785	千円 2,890	千円	千円	千円 1,235	12 委託料	千円 4,125	千円 1. 賦課徴収費 (4,125) 委託料 4,125 介護保険法改正対応システム改修委託
計	19,660	4,125	23,785	2,890			1,235			

説明資料
(介護保険特別会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明	
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源		
1	総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	1 一般事務費	△ 237					△ 237	令和2年人事院勧告による期末手当の改定
1	総務費	2 賦課徴収費	1 賦課徴収費	1 賦課徴収費	4,125	2,890				1,235	介護保険法改正に伴うシステム改修の実施及び国庫支出金の充当による財源内訳の変更
合 計					3,888	2,890	0	0	0	998	一般財源の内訳 一般会計繰入金 998 介護保険料△1,841 調整交付金736 介護保険災害等臨時特例補助金1,105

議案第17号

令和2年度恵庭市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度恵庭市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

令和2年11月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国庫支出金		64,200	4,662	68,862
	1. 国庫補助金	64,200	4,662	68,862
2. 繰入金		59,372	16,238	75,610
	1. 繰入金	59,372	16,238	75,610
3. 市債		112,700	△20,900	91,800
	1. 市債	112,700	△20,900	91,800
歳入	合計	236,272	0	236,272

第 二 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前 の 限 度 額	補 正 後 の 限 度 額
恵 庭 駅 西 口 区 画 整 理 事 業 債	112,700	91,800

令和 2年度恵庭市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国庫支出金	千円 64,200	千円 4,662	千円 68,862
2. 繰入金	59,372	16,238	75,610
3. 市債	112,700	△20,900	91,800
歳入合計	236,272	0	236,272

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
1. 土地区画整理事業費	千円 181,548	千円 0	千円 181,548	千円 4,662	千円 0	千円 △20,900	千円 0	千円 16,238
歳出合計	236,272	0	236,272	4,662	0	△20,900	0	16,238

2. 歳入

(款) 1 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 土地区画整理事業補助金	千円 64,200	千円 4,662	千円 68,862	1 土地区画整理事業補助金	千円 4,662	千円 4,662 恵庭駅西口土地区画整理事業費
計	64,200	4,662	68,862			

(款) 2 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰入金	千円 59,372	千円 16,238	千円 75,610	1 一般会計繰入金	千円 16,238	千円 16,238 一般会計繰入金
計	59,372	16,238	75,610			

(款) 3 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 市債	千円 112,700	千円 △20,900	千円 91,800	1 市債	千円 △20,900	千円 △20,900 恵庭駅西口土地区画整理事業債
計	112,700	△20,900	91,800			

3. 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国	地方債	その他				
1 恵庭駅西口土地区画整理事業費	千円 181,548	千円 0	千円 181,548	千円 4,662	千円 △20,900	千円	千円 16,238		千円 16,238 1. 恵庭駅西口土地区画整理事業費	
計	181,548	0	181,548	4,662	△20,900		16,238			

説明資料

(土地区画整理事業特別会計)

(千円)

款	項	目	経 費 名	補 正 額	補 正 額 の 財 源 内 訳					説 明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
1	1	1	1							
土地区画整理事業費	事 業 費	1 恵庭駅西口土地区画整理事業費	1 恵庭駅西口土地区画整理事業費	0	4,662		△ 20,900		16,238	国庫支出金の増額及び起債種別の変更に伴う財源内訳の変更
合 計				0	4,662	0	△ 20,900	0	16,238	一般財源の内訳 一般会計繰入金 16,238